

出生届

令和 4 年 5 月 7 日 届出

長 殿

受理 令和 年 月 日

第 号

送付 令和 年 月 日

第 号

書類調査

戸籍記載

記載調査

調査票

附 票

住民票

通知

発送 令和 年 月 日

長 印

(1) 生

(2) ま

(3) れ

(4) た

(5) 子

(6) 生

(7) ま

(8) れ

(9) た

(10) 子

(11) の

(12) 父

(13) と

(14) き

(15) の

(16) 母

(17) の

(18) 職

(19) 業

(20) そ

(21) の

(22) 他

(23) 届

(24) 出

(25) 人

(26) 事

(27) 件

(28) 簿

(29) 番

(30) 号

(よみかた)

子 の 氏 名

(外国人のときはローマ字を付記してください)

みんじ

氏

ゆうき

名

父母との続き柄

□嫡出子

(長 □男)

□嫡出でない子

(□女)

生まれたとき

令和 4 年 5 月 4 日

□午前

□午後

10 時 30 分

生まれたところ

東京都港区虎ノ門一丁目1

番地

番

1 号

住 所

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

(住民登録をするところ)

世帯主の氏名

民事守

世帯主との続き柄

子の子

父 母 の 氏 名

生 年 月 日

父

母

民事花子

(子が生まれたときの年齢)

年 月 日 (満 歳)

昭和56 年 7 月 3 日 (満 40 歳)

本 籍

東京都千代田区丸の内一丁目1

番地

番

(外国人のときは国籍だけを書いてください)

筆頭者の氏名

民事守

同居を始めたとき

年 月

(結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)

子が生まれたときの世帯のおもな仕事と

□1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯

□2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯

□3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）

□4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）

□5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯

□6. 仕事をしている者のいない世帯

(国勢調査の年・・・年・・・の4月1日から翌年3月31日までに子が生まれたときだけ書いてください)

父 母 の 職 業

父の職業

母の職業

母につき新戸籍を編製

新本籍 東京都千代田区平河町一丁目4番

□ 父

□ 1. 母

□2. 法定代理人

()

□3. 同居者

□4. 医師

□5. 助産師

□6. その他の立会者

□ 7. 公設所の長

住 所

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

本 籍

東京都千代田区丸の内一丁目1

番地

番

筆頭者の氏名

民事守

署 名

(※押印は任意)

民事花子

印

昭和 56 年 7 月 3 日 生

事 件 簿 番 号

日中連絡のとれるところ

電話 ()

自宅 勤務先 呼出 (方)

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

子が生まれた日からかぞえて14日以内に提出してください。

子の本籍地でない市区町村役場に提出するときは、2通提出してください（札幌市内に提出する場合は、1通で結構です。）。2通の場合でも、出生証明書は、原本1通と写し1通でさしつかえありません。

子の名は、常用漢字、人名用漢字、かな、ひらがなで書いてください。子が外国人のときは、原則かなで書くとともに、住民票の処理上必要ですから、ローマ字を付記してください。

よみかたは、戸籍には記載されません。住民票の処理上必要ですから書いてください。

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

筆頭者の氏名には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

子の父または母が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合は、新しい戸籍がつくられますので、この欄に希望する本籍を書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

届出人の署名は届出義務者が自署してください。届出人が署名したあと届書をお持ちになる方は、親族その他の方でもかまいません。届出義務者は、嫡出子の場合は父または母、嫡出でない子の場合は母です。

■母子手帳を持参してください。

出生証明書

記入の注意

子の氏名

民事優樹

男女の別

①男 2女

生まれたとき

令和 4 年 5 月 4 日

午前

午後

10 時 30 分

出生したところの種別

①病院

2 診療所

3 助産所

4 自宅

5 その他

出生したところ及びその種別

東京都港区虎ノ門一丁目1

番地

番

1 号

(出生したところの種別1～3)

〇〇〇病院

施設の名称

体重及び身長

体重

3,400

グラム

身長

48.1

センチメートル

単胎・多胎の別

①単胎

2 多胎 (子中第 子)

母の氏名

民事花子

妊娠週数

満39 週 5 日

子の母の出産した子の数

出生子

(この出生子及び出生後死亡した子を含む)

1 人

死産児 (妊娠満22週以後)

胎

1 医 師

2 助産師

3 その他

上記のとおり証明する。

令和 4 年 5 月 4 日

(住所)

東京都千代田区九段南一丁目1

番地

番

15 号

(氏名)

法務康

この母の出産した子の数は、当該母又は家人などから聞いて書いてください。

この出生証明書の作成者の順序は、この出生の立会者が例えば医師・助産師ともに立ち会った場合には医師が書くように1、2、3の順序に従って書いてください。

※出生届の手続について、悩みや困りごとがあれば、お近くの市区町村又は法務局にご相談ください。出生届を届け出なければ、その子の戸籍がつくられず、不利益を被るおそれがあります。詳しくは法務省のホームページをご覧ください。🔍 無戸籍 法務省